

業務及び財産の状況に関する説明書類

第51期 2025年7月1日から2026年6月30日まで

2026年9月25日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名	北光監査法人
-------	--------

所在地	盛岡市菜園1丁目3番6号
-----	--------------

代表	遠藤 明哲
----	-------

一、業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的

一、財務書類の監査又は、証明の業務

二、財務書類（電子的記録を含む。）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

沿革

岩手県内の公認会計士が中心となり、以前から共同監査の形態をとっていましたが、監査業務の拡大に伴い、1977年1月14日に設立登記をしました。主たる事務所は2020年1月に現在の住所に移転しました。

また、目的の二を2010年11月及び2015年1月に変更しました。

設立以来当会計年度末日までの間、名称変更、合併、主要な関係会社の設立等はありません。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、主に岩手県を中心に北東北地方の金融機関、学校法人及び会社等に対して監査を実施しており、契約種類としても金融商品取引法監査、会社法監査、信用金庫法監査及び私立学校法監査等の法定監査業務の他、任意監査業務も提供しています。

監査証明業務に係る当期末現在の被監査会社等数は73社（前期比1社増加）、監査証明業務に係る収入は287,573千円（前期比942千円増加）となりました。

また、クライアントのニーズに応じて非監査証明業務も実施しており、財務書類の調整、財務に関する調査及び相談等のアドバイザリー業務を提供しております。

非監査証明業務の当期末現在の対象会社数は4社（前期比4社減少）、非監査証明業務に係る収入は4,450千円（前期比1,760千円減少）となりました。

- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項
業務上特記すべき事項はありません。

- (3) 監査証明業務の状況

2026年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	2 社	2 社
② 金商法監査	2	
③ 会社法監査	7	
④ 学校法人監査	3 3	
⑤ 労働組合監査	1 1	
⑥ その他の法定監査	1 2	
⑦ その他の任意監査	6	
計	7 3	2

- (4) 非監査証明業務の状況

種別	大会社等	その他の会社等
対象会社等数	0 社	4 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

- (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、『監査を通じて北東北の経済の健全な発展に寄与する』を経営の基本方針とし、地域に根ざした信頼される監査法人を目指しています。「職業的専門家としての倫理観の保持」、「高度な品質管理体制の構築・維持」、「関与先に対する迅速な対応」、「人財開発及び教育への注力」を基本方針達成のための軸としながら、適切な業務管理体制、業務執行の適正を確保するための方針を定めています。

② 経営管理に関する措置

当法人における最高意思決定機関は社員総会であり全社員から構成されます。「社員総会規程」を整備しており、社員総会は少なくとも3ヶ月に1度の開催としていますが、現在は1ヶ月に1度開催しており、さらに必要が認められる場合は機動的に開催しています。

業務の執行については、社員総会の下位に監査業務をはじめとする法人業務の品質の確保、コンプライアンス、法人運営の健全性を維持することを目的に「担当制」を採用しており、各担当の責任者には社員が就任しています。各担当の責任者は、品質管理責任者の指示、指導及び監督の下、業務を執行し、社員総会において業務の報告を行います。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、社員・職員が法令・定款等を遵守するために「社員服務規程」を制定し、職業倫理の遵守に関する方針及び手続については「品質管理に関する方針及び手続に関する規程」（以下、「品質管理規程」という。）において（職業倫理）のセクションを定め、運用しています。

また、インサイダー取引防止の観点から、「インサイダー取引防止規程」を制定し、遵守を義務付けているとともに、研修の実施、年1回全社員・職員から「インサイダー取引防止に関する誓約書」の提出を求めています。

(2)上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うために「専担者の選任」をしております。

専担者の選任については、適格性要件を定めた「品質管理規程」に基づき、社員総会において品質管理責任者を選任しています。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専担者は監査業務への一定水準の関与はあるものの、関与する監査業務を選定した上で、品質管理業務に必要な時間を十分に確保しています。

品質管理のシステムの監視のうち、定期的な検証を行う担当者を選任する場合には、その監査業務の実施及び審査に関与しない独立性が確保された者を選任していま

す。もし、品質管理責任者が定期的な検証の対象会社の監査責任者等に就任している場合は、社員総会において別の社員を検証の担当者として選任しています。

(3)業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

2026 年 6 月 30 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、業務の品質管理を行うにあたり、必要と考える達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための品質管理システムを整備、運用しています。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持については「品質管理規程」において（職業倫理）のセクションを定め、運用しています。品質管理規程の遵守は「社員服務規程」に規定するとともに、「誓約書」に記載し、職員の入社時に提出を求めています。

独立性の保持については、毎年 7 月 1 日を基準日として全社員・職員から「監査人の独立性のチェックリスト」の提出を求めるとともに、個別監査業務の監査責任者が監査期間を通じて監査チームのメンバーの独立性の保持の状況を確認しています。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

監査業務の新規の依頼については、新規顧客担当の社員が依頼人の業務内容、財務内容、規模、要望、信頼性等を調査し、予備調査の可否を社員総会に諮っています。社員総会では新規顧客担当の調査内容を検討し、監査の品質が維持できると判断した場合のみにおいて、予備調査を行うことを承認しています。予備調査終了後に再び社員総会を開催し、調査結果や専門要員等の監査資源を検討して契約締結の可否を判断しています。

契約の更新については、個別業務毎に監査責任者である社員が更新の可否を判断した監査調書を作成し、審査担当の審査を経て、社員総会により決定しています。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査業務の執行社員及び審査社員の選任は、「品質管理規程」及び「審査規程」で定める一定の条件を満たしていることを確認した上で、社員各人の経験・能力等を考慮して、社員総会にて選任しています。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

年間の予定業務従事時間や社員の経験等に基づき、社員総会において各社員の報酬を決定しています。その際、「人事評価規程」に基づき実施された人事評価結果も反映しています。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、専門要員が職業的専門家としての基準又は適用される法令に準拠して業務を実施できるようにするために「研修規程」及び「研修実施方針」を定め、運用しています。

研修担当社員が研修計画の策定及び当法人を取り巻く環境に応じた指定研修の設定を行い、当法人内における研修の実施、外部の研修の受講の機会を設けています。また、指定研修については全ての専門要員が受講していること、公認会計士については日本公認会計士協会の CPD（継続的専門能力開発）制度の要求する履修義務単位以上の研修を受講していることを確認しています。

(ウ) その他

（専門職員の採用及び評価）

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、現在及び将来の業務量を勘案して専門要員の必要数を予測し、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員の採用を行っております。

専門職員の評価は「人事評価規程」に基づいて実施され、社員総会において決定しています。人事評価の結果は、処遇等の決定における重要な根拠として活用するほか、面談を通じてフィードバックし、担当業務への反映を促しています。

（情報通信技術への取り組み）

当法人は業務の効率的な遂行と質の向上を目的に、セキュリティに対する最大限の配慮と、アクセスの安定、データの保全を基本方針に IT デジタル化を進めています。当法人では、業務に関するデータを多要素認証でアクセスするクラウドストレージ（Microsoft Azure 環境上のストレージ）にのみに保存するものと定めています。2026 年 7 月以降は、当該クラウドストレージへのアクセスを当法人所有の PC のみに制限しています。また、Microsoft 365 の EDR（Endpoint Detection and Response）機能を活用し、PC 端末上の不審な挙動の検知及び対応を行うことで、マルウェア感染等のセキュリティリスクの低減を図っています。PC 紛失・盗難による情報漏洩リスクについても、SSD の暗号化やデータレスクライアントによりリスク低減を図っています。

今後、被監査会社のデジタル化の進展への対応や、高度化・複雑化が進む監査業務に対応していくためには、さらなる継続的な IT 投資が必要であると認識しており、その投資を継続しています。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や判断が難しい重要な事項に関しては、「専門的な見解の問合せの実施が必要となる具体的な事案、専門的な見解の問合せ先、問合せ先の能力及び適性の評価を含む実施の方針又は手続」（規程名）を定め、法人内部及び外部の有識者に問い合わせる等の対応による運用を行っています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を「品質管理規程」に定めています。

監査チームは、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者あるいは審査会との間の監査上の判断の相違が生じた場合には、速やかに監査責任者又は品質管理責任者に報告します。監査責任者又は品質管理責任者は、報告された内容を検討し、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取ります。

監査チームのメンバーは、監査上の判断の相違の生じるおそれのある事項を認識した場合には、速やかに、監査責任者に報告するとともに、適時に、監査責任者は審査担当者あるいは審査会に事前相談を行います。

監査責任者と審査担当者あるいは審査会との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決します。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、審査においてレビューパートナー制と合議制を併用していますが、公認会計士法上の大会社の審査においてはレビューパートナー制を採用しています。審査担当者は被監査会社ごとに選任されます。審査担当者は、監査責任者として審査対象監査業務を担当できる程度の十分かつ適切な経験と権限を有する者であることが必要であり、「品質管理規程」に定める一定の条件を満たしている者から社員総会において選任しています。

なお、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、その疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者と選任するか、社員総会で審査を実施することを制度として定めています。

審査担当者には、監査責任者と同様のローテーションの制度を定めており、審査の対象、実施時期、内容については「審査規程」に定めています。

(イ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査調書の不適切な変更を防止するための方策として、当法人では紙媒体で作成した監査調書をPDF化したうえで記録媒体に保存しています。当該記録媒体については、品質管理責任者の管理のもと、当法人所定の保存期間が終了するまで保管しています。

なお、2026年7月以降は、電子監査調書システム「AEM（Audit Evidence Method）」の運用を開始しています。同システムのアクセス権限管理、変更履歴の記録及び監査ファイルのアーカイブ機能を活用することにより、監査調書の電子的な管理及び保存を行うとともに、不適切な変更を防止するための体制を整備しています。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(情報と伝達に関する品質目標の設定)

当法人は、以下の品質管理目標を設定しています。

- ・ 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること
- ・ 監査事務所の組織風土が、専門要員が情報を監査事務所やお互いに交換する責任を認識させ強化するものであること
- ・ 監査チームを含む監査事務所全体で信頼性の高い情報の交換がなされること
- ・ 関連性及び信頼性の高い情報が外部の者にも伝達されること

(監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守)

当法人は、監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針及び手続として「品質管理規程」において（不服と意義の申立て）のセクションを定め、運用しています。

法人外部及び内部の者からの監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を受け付ける窓口として「監査ホットライン」を当法人のホームページ上に開設しています。窓口は筆頭代表社員となっており、受け付けた情報については社員総会に報告されます。

(監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定)

当法人は、被監査会社の監査役等への情報提供とコミュニケーションの方法等は、監査基準報告書260に従い監査チームが責任を負いますが、「会計監査人の職務の遂行に関する事項」の様式については、品質管理責任者により作成された様式に基づいて実施しています。

(必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保)

当法人は、監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続として「情報開示方針」及び「情報開示に関するワークフロー」を定め、運用しています。

外部への情報提供は、当法人ホームページ上に掲載している「監査品質のマネジ

メントに関する年次報告書」に記載しています。なお、「年次報告書」の別紙として監査法人のガバナンス・コードの適用状況を記載しています。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査事務所間の引継に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めており、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを確保しています。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する責任については「品質管理規程」に明記されており、最高責任者は、社員総会の代表者である筆頭代表社員であり、品質管理システムについて、説明責任を含む最終的な責任を負います。品質管理システムの整備及び運用に関する責任、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任は品質管理責任者が有しており、品質管理活動を実施する各担当社員の活動状況のモニタリング、監督及び指示をし、必要に応じて改善活動を行います。また、品質管理システムの年次評価も実施します。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、改定後の「監査に関する品質管理基準」及び改正品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に基づき、必要と考える達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害するリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するとともに、必要に応じて品質目標の追加、修正及び見直しを図っています。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理システムのモニタリングに関する方針及び手続として「品質管理規程」において（品質管理システムの監視）のセクションを定め、運用しています。

品質管理システムのモニタリング及び完了した監査業務の検証については、品質管理責任者が検証担当社員を兼務し、有効性の評価の検証及び不備事項の識別、評価を行います。その結果、不備事項を識別した場合には、根本原因分析を実施するとともに、不備の重大性を評価します。不備については発生した業務担当社員及

び監査責任者が改善計画書を作成、当該改善状況のモニタリングが行われます。
これらの活動結果は、社員総会に適時に報告され、承認を受けます。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

基準日時点における評価の結果、重要な不備は識別されていないため、品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していることを確認しています。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

監査業務に関して、監査調書の査閲の責任は監査責任者（すべて公認会計士である社員）が負うことになっています。また、公認会計士以外の専門要員の監査調書の査閲は監査責任者が自ら実施することを求めています。

審査会構成員又は審査担当者もすべて公認会計士である社員から構成されており、公認会計士である社員以外の者が監査業務の審査に関与することはありません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023 年 7 月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の筆頭代表である遠藤明哲は、当法人の第51期（自2025年7月1日 至 2026年6月30日）の業務の品質の管理方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
10人	0人	10人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	法人の意思決定	10人	0人	10人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である 使用人の 数
		公認 会計士	特定社員	計	
(主) 北光監査法人	岩手県盛岡市菜園一丁目3番6号	10人	0人	10人	5人

四. 監査法人の組織の概要

別紙「組織図」のとおりです。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

	第50期 2024年7月1日～2025年6月30日	第51期 2025年7月1日～2026年6月30日
売上高		
監査証明業務	286,630,870円	287,573,370円
非監査証明業務	6,210,000円	4,450,000円
合 計	292,840,870円	292,023,370円

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため、書類の添付を省略しています。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため、書類の添付を省略しています。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため、記載を省略しています。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社北日本銀行

株式会社東北銀行

組 織 図

2026年6月30日現在

